

文部委員会議録第二十六号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)

午後零時四分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡延右千門君 理事 高木

理事 園谷 光衛君 理事 水谷

理事 原 彪君 理事 松本

理事 柏原 義則君 理事 七郎君

理事 佐藤 重遠君 理事 公平君

理事 渡部 義通君 理事 康治君

出席政府委員

文部事務次官 平島 良一君

文部事務官 (文部大臣官房総務課長) 森田 孝君

文部事務官 (初等中等教育局長) 稲田 清助君

委員外の出席者

参議院 山本 勇造君

文部事務次官 伊藤日出登君

参議院法制局参事(法制局長) 岸田 實君

参議院文部委員 横田重左衛門君

参議院文部委員 竹内 敏夫君

参議院文部委員 岩村 忍君

参議院文部委員 員会専門員

参議院文部委員 員会専門員

四月三十日

委員淺香忠雄君、坂田道太君、本多

市郎君及び若林義孝君辞任につき、

その補欠として岡村利右衛門君、若

米地英俊君、龍野喜一郎君、及び田

中不破三君が議長の指名で委員に選

任された。

同日

委員龍野喜一郎君辞任につき、その補欠として木村公平君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十九日

文化財保護法案(参議院提出、参法第六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

文化財保護法案(参議院提出、参法第六号)

○長野委員長 たいまより会議を開きます。

文化財保護法案を議題といたしました。本法案は去る二十九日本委員会に付託になりましたものであります。ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○長野委員長 速記を始めてください。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後零時三十六分開議

○長野委員長 再会いたします。

質疑を許します。

○松本(七)委員 前回山本委員長から提案の理由の説明の際に、この案は衆参両院でもって協議して、長い間検討を加えて、むしろ衆議院の意見を全部織り込んで出したのであるから、詳しい提案の理由の説明は恐縮だというよ

うなお話があつたのですが、その後検討してみますと、たとえば十三條に委員長及び委員が、法律の定めるところによつて相当額の給與を受ける規定がある。この点に関しては、衆議院側では全会一致して、委員はすべてこれは無償でやる、奉仕的にやるということに申入れもあつたと記憶するのがあります。こういう点が出て来ると、はたして衆議院側の意見というものが、これ以外に全部含まれておるかどうかということも、一応疑問になるので、この十三條の規定を挿入された理由と、それから他にまつたくさういう点がないかどうか。一応委員長からお答え願ひたいと思ひます。

○山本参議院文部委員長 この前提案理由を申し上げたとき、私は両方とも話し合ひをやつておることであり、かつまた皆様からいただいた法案を織り込んでしたのであつて、そういう点から言つて、私はこちらへ来て感謝の言葉を申し上げることが、そのまま実は提案理由みたいなもので、話せばわかるということがあるが、これはたいして話さなくてもわかるような案だろ

うというふうな御答弁を申し上げたわけでありまして、衆議院と何回も打合せをやつておられますし、織り込んだのもわかつておられますし、織り込んだのであります。ただいまの松本さんからの御質問の点につきましては、たしかこのことには衆議院の方とかわつておるのであります。これは私前のときに申し上げていることでもあり、こ

とに委員長には、前の委員長にも、今度の委員長にも懇々われ／＼の方の考え方はどうである、また事実どういふところにあるのだということを申し上げたつもりでありまして、あるいはまだ皆さんの方に御徹底になつていないとすると、私の手落ちかもしれないが、その点につきまして、それでは十三條の問題につきまして申し上げま

す。この法によりまして「委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより相当額の給與を受ける」といふところありまして、衆議院案では、このところは手当程度にお考へになつておつたやうであります。それも一つの考へ方であると思つておられます。むしろわれわれはその点氣づかないでおつたか、あるいは無視したといふのでは決してございせんが、御存じの通り、この文化財保護委員会というものは、行政機関でございまして、普通諮問機関であるといふのは、名前は委員会でありまして、この委員は、単に委員会が開かれたときに、ぼつと出て来て意見を述べて帰るといふようなものとは違ひまして、行政機関であつて、毎日出て来てほんとうに大きな大事な事業をやつて行く委員会でございますから、無償であるとか、あるいは手当といふのは、いかなる人でもありません。今日の状態では困難ではな

いか、あるいは相当の生活ができる人を委員にいたしましたといふにしても、今無償でそういう毎日出て来て行政の

事務をとるといふことは、ほとんど、それはいかなる人にも望めないことだと思ひましたので、給與ということにいたしましたのと、なおまたこういう委員会が、ほかに前例がなくするならば、それは別でありますけれども、こういうふうな委員会におきましては、相当額の給與を出すというのがほとんど普通であります。たとえば国家公安委員会、公正取引委員会、全国選挙管理委員会、地方自治制度調査会、外国為替管理委員会、統計委員会、電波監理委員会、中央更生保護委員会、証券取引委員会、これらすべてみな委員会の形になつておられますが、相当額の給與を出しておるのであります。従

いまして、今申し上げます文化財保護委員会も、毎日出て来て行政の事務をとるのでありますし、たいま申し上げましたようなほかの委員会も給與を出しておるのでありますから、これはひとつ衆議院の方においても御考慮願ひまして、われ／＼の方にぜひ御同調を願ひたいと思つておられます。なお念のために申し上げておきますが、そのほかに、たしか名前が幾らか違つておるかと思ひますが、日本国有鉄道審議会といふような諮問機関の委員に対してさへも、やはり相当額の給與を出しておるのであります。そういうふうな例を見ますと、この委員会には給與を出すといふことについて、ぜひ皆様の御賛成を願ひたい、こう思つてござい

ます。

○松本(七)委員 たいまの委員長の

たいまの委員長の

御説明で、委員長の考え方がどういうものであるかという事は、よくわかりました。しかし今のお話では、衆議院の前委員長原さん及び現在の長野委員長に十分お話をしているというお言葉ですが、実は原委員長が私が昨日お目にかかったときに今日はぜひ来ていただくように申し上げておいたのですが、お出でになりませんから、われわれ衆議院側の委員としても責任がありますので、私がかわつて御質問をするわけですが、原さんはこの点は非常に憤慨されておつた。衆議院の意向をあれだけ強く主張しておつたにかかわらず、この点がやはり入れられおられないという事を言つておられた。これは衆議院側の問題として、そういうわけならば、前委員長としてもやはり責任があるのですから、参議院の意向というものはこういうものであるという事を、事前にもつとわれわれに徹底するようにはかるなり、相談する機会を持つべきであつたと思つております。しかしこれはわれわれの問題であります。ただ私がお伺いしたのは、はたして参議院の委員長が前委員長に話されたときに、原さんが了解されておつたのかどうか、そのところをいまい少しはつきりお答え願いたいと思つた。

○山本参議院文部委員長 原さんとこの問題は前から話しておりましたが、手当というような事は、原さんの御持論であつたかと思つた。それからわれわれの方としては今申しましたような事です、これは私個人だけでなく、参議院の文部委員会としてそういう考えでありましたから、その意味のことを原さんにはよく何度も申し上げてあるのでありまして、私の方としては、そういう建前であり、またこの委員会の性質上、何といつても行政機関でありますから、こうしていただかなければやりきれないのだからということをする、する申し上げてあります。ただ原さんからは、そのとき承知したというお言葉は、私は聞いておりませんが、了解していただけるものと思つておりましたこと、それから長野さんにおかわりになりましてから、この点は前から原さんとの間で問題になつていたが、しかしこれはぜひひとつ御同調を願いたいということをして申し上げたのみならず、いつでありましたか、博物館の問題につきまして、理事會のような形で両方の合同理事會がありまして席でも、私この問題に就いて申し上げてあるはずだと思つております。ただ皆さんの方の委員会といつたしまして、その点どこまでお進みになつてゐるか知りませんけれども、私としたしましては、これは非常に大事な点でありますので、自分としては申し上げたのでありまして、その上これに御同意願えるかどうかは、また皆さんの方の委員会でお諮りを願いたいと存じます。何しろ申し上げたような行政機関でありますから、無償とか、あるいは手当程度というような事では、毎日出勤して来てやるという建前から申しまして、いかなる人が出て来ない、何らかの事をしなければ、生活が立つて行かぬだろうと思つたので、この点はぜひともひとつ皆さんの方で御審議を願いたい、かように存じます。

○松本(七)委員 この問題は、今後はむしろ衆議院自体の問題だと思つた。提案者の御趣旨は了承いたしました。ただ別に法律の定めるところによつてやるべきであります、この点他の委員会などの例を考慮しまして、どういふ法律でこれを定めることになるのであります。

○山本参議院文部委員長 それではたいへんいい御質問ですから、具体的に申し上げます。先ほど九つでありましたか、委員会の名前をあげましたが、その場合における給與がどうなつているかという事を、まず最初に申し上げます。委員長の月額三万二千元、委員も三万二千元となつております。それから公正取引委員会におきましては、委員は三万二千元でありまして、委員は二万五千六百円になつております。それから全国選挙管理委員会におきましては、委員長はやはり三万二千元でありまして、委員は二万四千円になつております。それから地方自治制度調査会におきましては、委員長が三万四千元、委員が二万四千円でありまして、それから外国為替管理委員会は、委員長が三万四千元、それから委員が二万七千二百円、大体こういうふうになつております。文化財保護委員会の方はどういふふうになるかと申しますと、ほかの委員会と同様、この委員長は非常に大事であり、またりつばなにしていただかなかつたならば、この運営がうまく行かないと思つたので、ほかの委員会の例に従ひまして、委員長は三万二千元といふふうで考えております。委員はほかの委員会では三万二千元とか二万五千元とかあるのは二万七千円といふのもござりますけれども、むしろその下の方に当ります二万四千円といふのとつております。

○松本(七)委員 これはどういふ法律でできるのですか。

○山本参議院文部委員長 附則の百二十五條でござります。

○渡部委員 この問題ですが、文化財保護法関係の委員長なり委員会なりが、そのように頻繁な任務を持つものなにかどうか。大体私たちは、博物館の人たちその他と始終接触しておるに、こういう問題についても意見を十分交換したわけですが、それに述べられたるような委員会の場合には、選挙管理委員会等を除いては日常起る選挙問題について、刻々に解決の道を講じて行かなければならぬような委員会が多いわけですが、この文化財問題については、そういう毎日取り得るような事態、一々解決して行かなければならぬというような性質のものではないのじやないか。これはやはり国家に対する、あるいは重要美術品に対するそれがそうあるべきような認定をばつきりさせ、それについての保護の根本方針をきめるというふうな性質のものであつて、そういう場合には、述べられた経済関係その他の委員会等とは非常に性質が違ふのじやないか。この点はどうお考えですか。

○山本参議院文部委員長 この委員会には、この法案をごらんを通り、前の国宝保存法とか重要美術品に関する法律とか、あるいは史蹟、名勝、天然記念物というふうなもの、それらは今まで御存じのようにそういう法律があると同時に、それ／＼の委員会があつて活動していただけて、そのほかに無形文化財であるとか、あるいはまた埋蔵文化財というふうなものも入りまして、それを一緒にいたしまして、それらのものを整理統一して行政を行つて行く機関であります。単に昔の国宝保存会といふふうなものでありましたならば、それほどでないかもしれませんが、今度ですと、それらをみんな統一してやりますので、非常に事務が多い、各方面にわたつて事務が多いわけでありまして、そしてこれのものも御存じの通り戦後みんな放任されておつた形であり、また戦後におきましては、御承知の通り国宝美術等の指定がストップされておる状態でありまして、これから急にやつて行くといつたしますから、長い間放任されておつたのであります。ところが予想されるのであります。ことと今度には国宝といふようなものがたいへん国宝の数が多かつたのでありますけれども、国宝とする以上は、できるだけ国で保護をして行かなければならぬ。それにはこんなに多い。あれも国宝だこれ国宝だ、名前だけ国宝で、さつぱり保護を加えてないようなものではないから、すつかりここでもつて指定が解消になることに選びかえをやるというわけで、単に国宝とか重要美術品とかいふ方のものだけをいふまでも、これを一応重要文化財を下げて、あらためて選びかえたいという事は、このこと一つだけであつて行くべきであり、また選びかえて行くにつしましてはそれ／＼調査をし、またその台帳をつくり、そういうのを、何といふもいたさなければなりませんので、単に選びかえの上で、非常に大きい仕事があ

ると思つてあります。それからまた保存をどうしようにやつて行くかというところも、ただいま申し上げましたように、戦時中からほうつておいて、また戦後においても十分に行つていないのでありますから、こういふつばな委員の方々によつて再調査をしてもらつて、そしてほんとうにやつて行つてもらわなかつたならば、これはできないだらうと思つてあります。それから、今まででありまると、文化財を公開をするような場合、大体所有者の方の御理解を得て出品を願つておられるわけですが、中にはおれのうちのものは、そんなにむやみに見せられぬといふようなことで、出さぬようになつておりましたが、今度はどういふふうなりつばな国宝なり重要文化財として指定されるようなものは、それは所有としては個人の所有に相違ないのですけれども、しかしながらまたそれは国民の文化財だといふような考えに立ちまして、できるだけその公開をしてもらうように努めることになりますので、そういうふうな点においてでも所有者の理解を得るとともに、また喜んでそういうのを出してもらうという建前をとつておられますから、そういうふうな勧告等の問題もすいぶん含まれて来るだらうと思つてあります。非常に多くて、実はこのくらの委員で、このくらの事務組織で実際やつて行くかとお心配していろいろありまして、用は十分にあるとわれは信じておるわけでございます。

○渡部委員 つまり委員会の任務というものは、国宝重要の選定や保護や管理の基本方針をきめて行くといふようなところに向いて、その下部の機構が、

おつしやつたような選定上の具体的準備をやつて行く。たとえば国宝重要にかつてのその性格とか特質とか意義とかについて、その研究調査の根本的な部分に行つて、下部組織において、もちろんやつて行くのだからと思つておられるわけですが、その認定をするといふところに、委員会の性質があるように思つておられますが、そうなるにつれて、委員会の任務といふものは、一々まかすことにならぬので、印刷等に至るまで関係するものではないのじやないか。今までの委員会に見ましても、私はそういう性質のものではないと思つておられますが、その点にはやはり山本さんの方の考え上における違ひが出て来るのではないかとおつておられますか……

○山本参議院文部委員長 下の者にやらせて、委員はただ下の者がやつて来たのを肩判を押して進めて行くといふ委員会なら、こんなものを設ける必要は私はないと思つておられます。そういうふうな指定や何かしますのには、専門審議会といふようなものを設けて、そこに諮問をいたしまして、いろいろなことをしなければなりませんけれども、この問題に關する行政のすべての責任は、全部委員にあるのでありますから、委員がほんとうにやつて行かなければならぬのであります。下の者のやるのには肩判を押すか、あるいはそれややつておけと言つて放つておくような委員会ではない、こういうふうな私は考へておるわけでありまして、

○渡部委員 私たちはこの問題については、実は博物館とか、その他いろいろ文化団体等の代表者と、常に根本的な討論を続けて来たわけですから、

いふ見地に基いてわれわれとして意見を出したわけなので、おそろく現実の考へるところは、そう私は狂いがなはいんじやないかといふ見地から、衆議院の方等においても、こういう点を相参照して出た議論であつたわけなんです。

○山本参議院文部委員長 お答えいたします。今の問題はおそろく衆議院案でも大体私が申し上げたと同じような考へ方に立つていたのだと思つておられます。今も手元に持つておられますが、どこまでも委員会が中心でありまして、そして、そういう問題等につきましては、五人の委員だけで独断でやるのはいけないから、そのために専門審議会をつくりまして、十分にその専門の人の審議を経、あるいはまたそういう人たちが建議があれば、その建議も受ける。しかしながら執行するのには、どこまでもこの委員会なのであります。どこまでもこの委員会が中心であり、同時に中心であるから一番忙しい。決して単に委員会があつたら、その時に出て来て、何か意見を述べて帰つて行つてしまふといふふうな、普通の諮問機関などと違つて、行政の執行機関でありますから、これが忙しいことは当然なわけですから、かりに国宝を今度選びかえるといふことは、その国宝とどういふものにするかといふ問題、これは当然専門審議会でも皆さんに御相談することだらうと思つておられますが、そういうものをきめて行くことだけを考へましても、たいへんなことだらうと思つておられます。この委員会でもやる仕事はたくさんありまして、この委員会が單なる

諮問機関程度の案な委員会だとは、私は考へておりません。

○渡部委員 大体意見はわかりました。それからもう一つお聞きしたいのですが、それは四十四條ですが、委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合に、輸出を許すこととなるでしょうが、現在この形ではやつておると、やはり海外輸出といふものが相当出て来る可能性があるじやないかといふふうな危惧があるわけですが、この点はどうですか。

○山本参議院文部委員長 海外に輸出してはならないとこのことも明示してありますし、前の国宝保存法等においてもやはりある。最も大事な物でありまして、この法案が早く通つて、ぜひともそういうふうな持つて行きたいと思つておられると思つておられます。これをくぐつて何かやるかといふ人があれば、もちろんそれは探してそれ、処罰しなければならぬでしょうが、くぐつてやるのはどれだけありますか。そういうものをなるべくくぐつてやらないうように、ひとつ委員会あたりで考へていただかなければならぬと思つておられます。但したとえば醍醐の花見に使つたときの、醍醐寺や何かにあるりつばな秀吉の使つた屏風が、今でも何十双とかあるように聞いておられますが、こういうふうな同じ種類の物がたくさんあるといふふうなものであります。さういふ意味ではございませぬけれども、日本に同じような物がたくさんある場合におきましては、そしてまた

○山本参議院文部委員長 大体今までの御答弁で、皆さんに御了解が願えたかどうかわかりませんが、まあ今のようになら考へておるわけでありまして、渡部さんから、さつき博物館等のお話もございまして、この問題は、御承知の通り最初に文部省がやつておつて、文部省ではいかぬといふところから、戦後

急に博物館に持つて行つた。しかしまた博物館というものは、どこまでも博物館の本来の使命があるわけでありま

○長野委員長 御異議なければ暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後三時八分開議

○長野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○原(彪)委員 私は党の用が忙しかつたために、ここ数日来委員会に出席しなかつたところ、突然文化財保護法案が四月二十六日に付託になり、非常に驚いたわけでありませぬ。今期末に参議院側が、非常な重大な法案を出しなされる意図が、非常に私には疑わしいのであります。この法案の全貌を通説いたしますと、大体において寛容な気持ち

をもつて衆議院案をお入れになつたことには敬意を拂うものであります。ただ重要な点において衆議院案をお入れになつていない点があります。この点は、どうも御意見が、御意見を承りたいと思つてあります。まず第一に第十三條の——これは先ほど御質問があつたので、ほかの委員もさうであるという御答弁、さらにはまたこの委員会が常動であるという点から、かような委員に対して高額の給與をお拂いになつて、御答弁があつたのであります。しかしこれは衆議院側の——これは自由党の諸君もさうでありましたが、全部が国庫の最高機関であるわけ、議員の給料よりも、よけいな給料をこの委員に拂うという御意見が多数でありまして、しかも衆議院側の意向は教育委員会のように、費用弁償で、この委員の方々に給與を與えた方がよろしいというばかりではなく、その方が広く文化人を兼務させることもできるし、文化界の最高の權威を呼ぶこともできるという衆議院側の全部の意向でありまして、これは再三参議院側にもお願い申し上げておつた通りであります。その当時は國務大臣と同等の待遇を與えるという條文に相なつておつたのであります。ところが當時衆議院側にはほとんど申し上げましたような意向があつたためかどうかしらませぬが、文章は、十三條は「別に法律の定めるところにより相当額の給與を受ける」と、ぼやかしてあるようでありませぬ。別に法律に定めるところによりあります。百二十五條の「特別職の職員に給與に関する法律の一部を次のように改正する。」云々という條文で

あります。その全員の選挙管理委員長と同額、つまり委員長三万二千元、それから委員は全国の選挙管理委員と同じように二万四千元というふうな、選挙管理委員会と同等な待遇を與える。ほかの委員がさうであるから、この文化財の方もさうして欲しい人材を、いい文化人を得るために、どうしても費用弁償で、ほとんど常動ではなく、おそろしく執行機関で常動であつて、一切の采配を振り、重要文化財の事務局より提出された重要文化財を、審議にかける一つの重役会のごとき形をその委員会に持たせたい、判断するといふ委員会の形にした方がいいではないかといふことが、衆議院側の意向であつたのであります。その当時も参議院の方の御意見は、國務大臣と同等にやらせたいという御意向であつたが、衆議院側の意向は入れられず、そのままさういふふうになつておるのであります。この点が非常に急先鋒であつたと記憶いたしますが、おそろしく千賀さんもさうであつたと存じますが、今私は野党におりまして、超黨派的にこのことは申し上げておるはずであります。そのことにつきまして、ひとつ参議院の委員長さんの御意見を承りたいと存じます。

それから国宝の基準の問題であります。第二十七條第二項に「委員会は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐひない國民の宝たるものを国宝に指定することができる。」これはけつこうであります。が、まことに抽象的であつて、それならば国宝を指定するに、どういふ基準でこれをきめなければならぬか、基準が一番大事であります。これは一つの作文にすぎないのであります。衆議院側ではこの作文に対して、両案指定の基準は委員会規則によつてきめるという書いてあるものであります。それをなぜ委員会規則によつてきめるかと申しますと、衆議院側では、各方面の知識はお持ちになつておられますが、その方の専門家ではない方もおられるのであります。こゝろは法律をつくる場合において、いたし方はないのであります。この委員会の専門的知識によつて、この国宝の査定基準といふものを規則によつて出す方が適當ではないか、こゝろは意味合ひで、さういふ條項を衆議院側に入れたのであります。これが参議院側で削られておる点であります。この基準がないといふことは、法律に魂がないといふこと、この点について御意見を承りたいと思つてあります。大体さうな点がおもなところでありませぬ。

○山本参議院文部委員長 たいま原さんからの御質問でありまして、この法案がたいへん遅くこちらに出まして、まことに申訳なく思つております。しかしながらこれは会期末のごたごたのところ急にぽつんと押し出したような仕事ではございませぬ。御承知の通り昨年、ことに原さんが委員長をなすつておられた当初から、一生懸命にお互いの協力のもとにやつて参りましたもので、決してわれわれが単にこれを延ばしておつたのではなくて、遅くなりませぬ理由はさまざま事情によりませぬので、その御事情はおそろしく原さんも御承知でいらつしやることは信ずるのであります。さうしてこちらに提出ができませんようになりまして、提出ができません。さうして、審議をいたしたいと思つて、すぐに本會議が通らぬうちに予備審査にこちらにお願いしておるくらい、われわれの方をいたしましては、会期末にはなりましたけれども、できるだけ急いだ方法をとつております。その点はひとつ御了承をいたしたいと存じます。

して、この文化財委員会におきまして特別に高くしておるといふようなことはないのであります。ただいま御指摘になりましたように、十三條で前には國務大臣級という言葉を使いましたが、衆議院の方のお言葉もありましたので、私の方も衆議院の御意見を尊重いたしましたして、それを修正して一別に法律の定むるところにより」という言葉に、相違点は直してありますので、その点からしますと、法律の定むるところによつておるので、これだけ特にお高しことをしておるのでない。先ほど一々数字を上げましたから重ねて申し上げませんが、決して特殊に高いものにしておるのでないのをごさいます。それからまたこの委員会に出で参ります人が連日のように出て来るのでありますから、原さんのおつしやるような無報酬にするとか、ないしは手当程度ということでありましては、これだけの地位を保つて行きます方も、昔でありましたら、資産を持つておる方なら、おそらく喜んで出られるだろうと存じますが、今日の時世におきましては、給與がなくなるので、毎日出て来て行政の機関のこともやつて行くといふことは、ほとんどのかなる人にも、おそらく生活の上で困難な問題が起るだろうと思ひます。そしてこれだけの行政の委員会でありましたら、相当額の給與を出すことは不当でないと思ひます。実は原さんにも、この問題には私何度か申し上げたと存じます。但し、原さんは原さんのお考えを持つておられますから、今日も御同意を得られないならば、たいへん私残念に思ふのであります。どうもわれわれの方の立場としては、今のような立場を

とつておりましてこの問題は私のとき始まつたのではなくて、私の方の前委員長の田中君の時代から申し上げておる。不幸にいたしまして委員長がかわりましたために、連絡等のことが十分でなく、またあなた様の方も委員長の御更迭がございましたので、それらの点で十分な連絡ができていなかつたかもしれませんけれども、しかし私の方といたしましては、この問題は今日初めて申し上げる問題ではなくて、前から申上げて、また後任の委員長に對して申上げておるのではありません。衆議院の方々に對して、この問題は申し上げておることでありまして、今のような性質の行政機関を担當されてやつて行く委員でありますから、ひとつこの点御同調をお願いしたいと存するのであります。

第二の、国宝に對して、国宝とはどういふ基準をもつてやるべきであるか、それを定めてないのはいけない。まことにごもつともな御意見でありまして、われわれといたしまして、その基準が定められるものならば、当然定むべきだと考えましたし、またその点についていざいざ調べたのでございませう。しかしながら、基準の定められるものと定められないものとございませう。たとえば国宝というやうなもの、かががえのないものでありまして、かががえのないものというものは、一つ、かががえのないものであるから、これを一般的に基準でもきまないこととあります。現にこれにきましては、国宝保存法の前古社寺保存法といふのがございまして、古社寺保存法におきましても、国宝といふものの定義づけをしようとして非常にやられたことがあるのであります。どういふこともできない、ユニークなものをユニークにしようといつても、どういふことを法律の上で文字に表わすといふことはできませんから一つ、ユニークなものを調べて、そうしてやつて行くよりしかたがない。でありますから、そういう基準のやうな専門的なものは、委員会及び委員会には専門審議会のような専門家の集まりもありません。そこに諮問したことができないのでありますから、委員会及び専門審議会において一つ、ものについで定めて行つてもらう、そういう建前から基準を設けなかつたのであります。決して設ける意思がなくて設けなかつたのでなく、設けようとしても法律の上で、さういふ記述ができません。にいたさなかつたので、お考えは原さんと私とまつた同じであります。が、法律技術においてどういふ意味でいふこととありまして、さういふ意味でここに入つておらないのでありますから、この点もひとつ御一考をいただきたいと思ひます。

○原委員 御丁寧な御答弁であります。十三條の給與の問題は、御意見によりまして、執行機関である行政機関であるというお言葉でありまして、それならば日本の一番大事な教育のいわゆる教育委員会も一つの執行機関であります。これに對して給與といふものは與えていないのであります。まして文化財についての広い識見を集める意味において、私は手当の方

がしかるべきだと思ふ。手当と申しても、御承知のように今は最高一日千円も出るのであります。毎日出れば月三万円の手当にもなりますし、十分な手当が出るのではないかと思ひます。さらにまた、たとえば美術学校長が非常に美術文化に對する識見の高い人であり、もしこれをこの委員に當てはめるとするならば、美術学校長をやめなければならぬといふやうなむずかしい段階になるのではないか。さういふ場合にやはり美術学校長に在職させて、一週に一べんなり二べんなりこの委員会に出で、文化財の査定その他のことに當るといふ方が妥當ではないかと私は思ふ。給與の額もさつき申し上げた通り、国会より高い額、近ごろたくさんはかの委員会でもそれが出るということ、国会より高い給與ならば、大臣とかあるのは司法部の最高裁判所長官だとか、さういふものならば、いざ知らず、何もかもさういふいろいろな委員ができて、国会議員より高い給與を受けるといふことは、どうも國権の最高機関の冒瀆のやうに私は思ひます。さういふ意味合からしまして、手当の方がいいのではないか。これはその当時、この法案の衆議院の案を出す場合にも、私個人の見解ではなくて、今は野党にいますけれども、自由党の皆様の意見を尊重して、私は参議院側に申し入れたわけでありまして、この法案について、共産党とは私の方の党はちよつと違ひまして、是非々々主義の態度をとつておりますので、決して反対せんがための反対はいたしません。ただまだ党の方にも諮つておりませぬ。よろしくお諮りいたします。

○山本参議院文部委員長 ただいまの原さんの御意見にお答えを申し上げます。国会議員よりもこの文化財保護委員会の委員の給與の方が高くなつて不都合だといふお言葉がございましたが、国会議員は月二万八千円でございます。この委員の方は、五人のうち四人の委員は二万四千円になつております。ただ委員長だけが高くなつておりますが、しかしその委員長もほかの委員会の委員長よりも高い給與にはなつておらないのであります。やはり大体同じなものでありますから、委員長だけは国会議員より一人だけ高くなつておりますが、ほかの四人の委員は国会議員よりは高くなつておりませぬ。それからまた教育委員会は、ただいまのお話にありましたやうに地方行政機関でございますが、月一回になつておるやうでございます。給與のないといふことはないので存じます。さういふやうなことでございまして、今の点についてちよつと申し上げておきます。

○長野委員長 ただいま原委員より、しばらく時間をさいていただき、機関に相談したい旨の希望意見がありました。この際にかにとりはからいませうか、お諮りいたします。

○松本(七)委員 午前中に私から御質問して、提案者のこの條項に関する考え方というものは十分わかつたので、それで私の方でもその点を今まで

して、この文化財委員会におきまして特別に高くしておるといふようなことはないのであります。ただいま御指摘になりましたように、十三條で前には國務大臣級という言葉を使いましたが、衆議院の方のお言葉もありましたので、私の方も衆議院の御意見を尊重いたしましたして、それを修正して一別に法律の定むるところにより」という言葉に、相違点は直してありますので、その点からしますと、法律の定むるところによつておるので、これだけ特にお高しことをしておるのでない。先ほど一々数字を上げましたから重ねて申し上げませんが、決して特殊に高いものにしておるのでないのをごさいます。それからまたこの委員会に出で参ります人が連日のように出て来るのでありますから、原さんのおつしやるような無報酬にするとか、ないしは手当程度ということでありましては、これだけの地位を保つて行きます方も、昔でありましたら、資産を持つておる方なら、おそらく喜んで出られるだろうと存じますが、今日の時世におきましては、給與がなくなるので、毎日出て来て行政の機関のこともやつて行くといふことは、ほとんどのかなる人にも、おそらく生活の上で困難な問題が起るだろうと思ひます。そしてこれだけの行政の委員会でありましたら、相当額の給與を出すことは不当でないと思ひます。実は原さんにも、この問題には私何度か申し上げたと存じます。但し、原さんは原さんのお考えを持つておられますから、今日も御同意を得られないならば、たいへん私残念に思ふのであります。どうもわれわれの方の立場としては、今のような立場を

とつておりましてこの問題は私のとき始まつたのではなくて、私の方の前委員長の田中君の時代から申し上げておる。不幸にいたしまして委員長がかわりましたために、連絡等のことが十分でなく、またあなた様の方も委員長の御更迭がございましたので、それらの点で十分な連絡ができていなかつたかもしれませんけれども、しかし私の方といたしましては、この問題は今日初めて申し上げる問題ではなくて、前から申上げて、また後任の委員長に對して申上げておるのではありません。衆議院の方々に對して、この問題は申し上げておることでありまして、今のような性質の行政機関を担當されてやつて行く委員でありますから、ひとつこの点御同調をお願いしたいと存するのであります。

第二の、国宝に對して、国宝とはどういふ基準をもつてやるべきであるか、それを定めてないのはいけない。まことにごもつともな御意見でありまして、われわれといたしまして、その基準が定められるものならば、当然定むべきだと考えましたし、またその点についていざいざ調べたのでございませう。しかしながら、基準の定められるものと定められないものとございませう。たとえば国宝というやうなもの、かががえのないものでありまして、かががえのないものというものは、一つ、かががえのないものであるから、これを一般的に基準でもきまないこととあります。現にこれにきましては、国宝保存法の前古社寺保存法といふのがございまして、古社寺保存法におきましても、国宝といふものの定義づけをしようとして非常にやられたことがあるのであります。どういふこともできない、ユニークなものをユニークにしようといつても、どういふことを法律の上で文字に表わすといふことはできませんから一つ、ユニークなものを調べて、そうしてやつて行くよりしかたがない。でありますから、そういう基準のやうな専門的なものは、委員会及び委員会には専門審議会のような専門家の集まりもありません。そこに諮問したことができないのでありますから、委員会及び専門審議会において一つ、ものについで定めて行つてもらう、そういう建前から基準を設けなかつたのであります。決して設ける意思がなくて設けなかつたのでなく、設けようとしても法律の上で、さういふ記述ができません。にいたさなかつたので、お考えは原さんと私とまつた同じであります。が、法律技術においてどういふ意味でいふこととありまして、さういふ意味でここに入つておらないのでありますから、この点もひとつ御一考をいただきたいと思ひます。

○原委員 御丁寧な御答弁であります。十三條の給與の問題は、御意見によりまして、執行機関である行政機関であるというお言葉でありまして、それならば日本の一番大事な教育のいわゆる教育委員会も一つの執行機関であります。これに對して給與といふものは與えていないのであります。まして文化財についての広い識見を集める意味において、私は手当の方

がしかるべきだと思ふ。手当と申しても、御承知のように今は最高一日千円も出るのであります。毎日出れば月三万円の手当にもなりますし、十分な手当が出るのではないかと思ひます。さらにまた、たとえば美術学校長が非常に美術文化に對する識見の高い人であり、もしこれをこの委員に當てはめるとするならば、美術学校長をやめなければならぬといふやうなむずかしい段階になるのではないか。さういふ場合にやはり美術学校長に在職させて、一週に一べんなり二べんなりこの委員会に出で、文化財の査定その他のことに當るといふ方が妥當ではないかと私は思ふ。給與の額もさつき申し上げた通り、国会より高い額、近ごろたくさんはかの委員会でもそれが出るということ、国会より高い給與ならば、大臣とかあるのは司法部の最高裁判所長官だとか、さういふものならば、いざ知らず、何もかもさういふいろいろな委員ができて、国会議員より高い給與を受けるといふことは、どうも國権の最高機関の冒瀆のやうに私は思ひます。さういふ意味合からしまして、手当の方がいいのではないか。これはその当時、この法案の衆議院の案を出す場合にも、私個人の見解ではなくて、今は野党にいますけれども、自由党の皆様の意見を尊重して、私は参議院側に申し入れたわけでありまして、この法案について、共産党とは私の方の党はちよつと違ひまして、是非々々主義の態度をとつておりますので、決して反対せんがための反対はいたしません。ただまだ党の方にも諮つておりませぬ。よろしくお諮りいたします。

○山本参議院文部委員長 ただいまの原さんの御意見にお答えを申し上げます。国会議員よりもこの文化財保護委員会の委員の給與の方が高くなつて不都合だといふお言葉がございましたが、国会議員は月二万八千円でございます。この委員の方は、五人のうち四人の委員は二万四千円になつております。ただ委員長だけが高くなつておりますが、しかしその委員長もほかの委員会の委員長よりも高い給與にはなつておらないのであります。やはり大体同じなものでありますから、委員長だけは国会議員より一人だけ高くなつておりますが、ほかの四人の委員は国会議員よりは高くなつておりませぬ。それからまた教育委員会は、ただいまのお話にありましたやうに地方行政機関でございますが、月一回になつておるやうでございます。給與のないといふことはないので存じます。さういふやうなことでございまして、今の点についてちよつと申し上げておきます。

○長野委員長 ただいま原委員より、しばらく時間をさいていただき、機関に相談したい旨の希望意見がありました。この際にかにとりはからいませうか、お諮りいたします。

○松本(七)委員 午前中に私から御質問して、提案者のこの條項に関する考え方というものは十分わかつたので、それで私の方でもその点を今まで

常に報告しておつたことは、衆議院側の意見はこうであるといふことと、それからいつてきたか、理事の打合せのときの参議院側の意向を伝えたもので、この法案になつてから、先ほど午前中の山本委員長からの御答弁を報告して、その上で至急に政調会の方で態度をきめるということ、もうしばらく時間をほしいといつておりますから、そう長くはかからぬと思つて、今、原前委員長の質問と、それに対する参議院側の答弁を聞いて、その上で最後のものを持つて参りますから、しばらくでついでです、時間をいたしたいと思います。

○長野委員長 速記をやめて……
〔速記中止〕
○長野委員長 速記を始めてください。
ほかに御質疑はございませんか。
○渡部委員 この法案に関する衆議院の、いわば文部委員会案ともいふべきものの作成の過程においては、私もこれに參與した者です。その際には、自由党の諸君も全部この條項には反対であつたわけですから、その自由党の諸君が意見をかえられたのかどうか、この点をまずはずきりさせてもらいたいと思つておられます。

○長野委員長 渡部君の御質疑は、委員に対する質疑ですか。そのように聞えます。
○渡部委員 こういう問題が、委員会においてほとんど全員をもつて決定されたような事柄が、始終ひつくり返るやうなことがあるとすれば、私たちが委員として相当考へる必要があると思つて、十三條の問題については、自由党の諸君が全部反対されたことは事実であるわけですから、速記録を見ればわかります。

○長野委員長 渡部君に申し上げます。それは審議の経過において当然もたらされた結果であつて、意見が多少前後かわることはあり得ると思つて、研究し検討し審議して行く間に、誤つたことがあれば反省して行けばよろしいと思つて、かような意味において、御意思はよくわかります。それによつても、そうなつた事態をここでことさら究明する理由はないと思つて、
○渡部委員 いかにも悪いのでなく、そういう事実があつた、それをかえたのであるかどうかといふことが問題であると思つておられます。

○長野委員長 それはよくわかりました。それでは質疑を終了するに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○長野委員長 御異議なしと認めます。これにて質疑は終了いたしました。

水谷昇君より本案に対する修正案が提出せられております。まず提出者の修正案についての御説明をお願いします。
○水谷(昇)委員 まず文化財保護法案に対する修正案を朗読いたします。
文化財保護法案の一部を次のように修正する。
日次中「附則(第百十三條)第百三十一條」を「附則(第百十三條)第百三十條」に改め、第百三十一條を削る。

この修正案について御説明申し上げます。この百三十一條は「地方税法の一部を次のように改正する」というのでありまして、ただいま地方税法は、衆議院は通過いたしました。参議院において審議中でありまして、そこで文化財保護法案をここで可決いたしますと、地方税法が通過していきないうちに、地方税法を修正するといふことになりまして、この点に支障がありますので、今回第百三十一條を削除いたしました。本案の通過をはかりたいと存する次第であります。すでに内容については委員各位が十分御承知の点でありますから、この点を御了承いたしまして、この修正案に御賛成をお願いする次第であります。

○長野委員長 何か御質疑はありますか。――なしと認めます。
原案並びに水谷君提出の修正案を一括議題とし、討論に移ります。水谷君
○水谷(昇)委員 ただいま上程中の文化財保護法案並びにその修正案に対し、私は自由党を代表して賛成の意見を申し述べます。

本法案提出の契機となりましたものは、申すまでもなく法隆寺金堂壁面の焼失であります。昨年一月二十六日のこの悲報ほど、全世界の文化人を驚動させたものはございません。遠くはギリシヤ、近くは西域、インド風の局部的エレメントを統轄して、一つのまとめたあの端麗な芸術様式を生み出したものは、結局唐の初めのゆたかな生活感情のうちに、はぐくまれた斬新な芸術的官能にはかなりませんが、聖徳太子出現ころから民族の自覚の域に入つたわれわれの祖先は、あたかも国民感情が最も高揚し、国力も最も充実した時期に、世界文明の粹を集めたこの壁面を残したのであります。ラングドン・ウォーナー氏はこれをグアチカンのシステンチャペルやスタンブールのアヤソフィヤに比しておられますが、薬師寺の三尊仏や三月堂の諸彫像に示された芸術的表現は、ここで一段のさえを示しているのではありません。しかもこの時代の作品が現在中華民国に皆無であるのをおもひ、この世界的壁面の焼失は、惜しみても余りあるものがあります。このゆえに政府としても十分にこの点を考慮し、財政逼迫の際にはたまた二十四年度修理予算として相当に多額の支出をなし、さらに二十五年度も、より以上多額の予算を確保し得たことは、われわれのひそかに喜びとするところであります。

この法隆寺金堂壁面の焼失を契機として輿論が沸き立つたこともむむはありませぬ。顧みれば太平洋戦争以来、わが古美術はほとんど捨てて振り返られるところがなかつたのであります。が、ウォーナー博士を初め、アメリカ将兵の理智と良識とが、わが奈良、京都を爆撃から救つたことが明らかとなつて、ただひたすら古美術品の散逸防止に努力したしたのであります。しかるにここにまた法隆寺壁面が焼失し、ウォーナー氏をして長太息せしめたこともおぼつかつて、ここに古美術品の保存の徹底ということが叫ばれるに至りました。太平洋戦争以来のわれわれの古美術放擲ぶりは、思うにに慄然たるものがあります。破れがさ同然の加茂の燈明寺本堂は、岡山県長福寺の三重塔

や山口の洞春寺観音堂とともに、破損国宝の三大閣と称せられておりますが、さらに京都御所の戦時中の無残なまのあたりをいたしたとき、何人といえども痛憤の念にたえないものがあります。

かか申しますことは、決して懐古趣味に浸つての事ではありません。古美術品はしかばねではありません。これをわれわれがながめましますのは、単に古い品物であるからでなく、珍しい品物であるからでなく、また眼に訴ふる美しい品物であるからでなく、実にわれわれはこの古美術品を通じて、これをつくり出した民衆の魂に觸れんがためにほかなりませぬ。これはわれわれの遠い祖先への追慕、懐古の至情であります。同時に、われわれは得る限りこれを後世に伝へべき責務をになつておるわけでありませぬ。今回参議院の同僚議員によつて本法案が提出せられたが、本法案は昨年より両院文部委員会においてそれぞれ草案を作成し、たび／＼相互に折衝して最後に衆議院文部委員会におもむきで十分取入れ、参議院側において作成したるものであります。私はまず第一に、それが古美術保存の急務がほろはいとして起つた好機をとらえていることを喜ぶものであります。

次に、本法案によりまして、従来の国宝や重要美術品に關し、再検討の機会が與えられたことを幸いに存するものであります。本年一月十五日現在の国宝六千九百三十七点、重要美術品八千三百六十九点、計一万五千三百六十六点、これをことごとく完全に保存いたすことは、現在の國家財政よりして

かか申しますことは、決して懐古趣味に浸つての事ではありません。古美術品はしかばねではありません。これをわれわれがながめましますのは、単に古い品物であるからでなく、珍しい品物であるからでなく、また眼に訴ふる美しい品物であるからでなく、実にわれわれはこの古美術品を通じて、これをつくり出した民衆の魂に觸れんがためにほかなりませぬ。これはわれわれの遠い祖先への追慕、懐古の至情であります。同時に、われわれは得る限りこれを後世に伝へべき責務をになつておるわけでありませぬ。今回参議院の同僚議員によつて本法案が提出せられたが、本法案は昨年より両院文部委員会においてそれぞれ草案を作成し、たび／＼相互に折衝して最後に衆議院文部委員会におもむきで十分取入れ、参議院側において作成したるものであります。私はまず第一に、それが古美術保存の急務がほろはいとして起つた好機をとらえていることを喜ぶものであります。

次に、本法案によりまして、従来の国宝や重要美術品に關し、再検討の機会が與えられたことを幸いに存するものであります。本年一月十五日現在の国宝六千九百三十七点、重要美術品八千三百六十九点、計一万五千三百六十六点、これをことごとく完全に保存いたすことは、現在の國家財政よりして

は、とうてい許されることではありませぬ。従つて本法案によりまして、従来の国宝と重要美術品の別が廢せられ、そこにあらためて吟味と淘汰がなされまして、眞に保存の価値あるものだけを取上げ、これを國家が責任を持つて保護いたすようになりまして、は、われわれの最も歓迎するところでありませぬ。その間において古美術品の環境保全の規定が設けられましたことは、まづたく新しい試みであり、その他の点でもあるいは古美術品の國への委託、管理者の選定等を規定し、場合によつては強制修理、強制管理もできるよりにいたしております。かくして本法案はさらに進んで、國家が古美術品の所有者の所有権を侵さない程度で、その出張や公開を勸奨し、もつて國民の文化的教養に役立てることにいたしておりますが、文化國家の建設を急願するわれわれといはしましては、当然首肯し得られるところでありませぬ。

本質論といはしましては、古美術品を保存する主体は國家か國民かという問題がありますが、われわれとして、でき得べくんば政府にまかせきりでなしに、志ある団体や力ある個人、つまり民衆の手でこれを保存して行きたいと思つておりますが、現在のわが國の國情といはしましては、一婦人の獻身的運動によつてマウント・ヴァーノンなるワシントンの家が保存されるというふうなわけには参らぬのであります。本法案におかれましては、この点について研究せられたものでありまして、保存行政は、あつて國家の仕事といはしますとともに、この行政機關を委員會制度として、その民主的運営を企圖

いたしておりますが、わが國の現状におきましては、この程度をもつて最良策といはすべきであると思はれます。

なお本法案は、有形文化財はもちろんのこと、演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化財までも取上げ、さらに史跡、名勝並びに天然記念物及び埋蔵文化財をも取上げておられまして、更に理想が高く、構想の大なるものがあるものであります。自由黨といはしましては大いに賛成するところでありませぬ。

ただここで遺憾なことは、この法律の裏づけとなるべき予算が突に僅少である点と、われわれが最も主張いたしました重要文化財と指定されたる古美術品に対する免稱措置が実現し得なかつた点であります。これはわが自由黨といはしましては、基金制度を設けるなど、今後責任をもつて善処いたしたいと存するものであります。

諸君、われわれの祖先が精神を傾けて製作した芸術品が、しかばねではなくして生きものであることを思うとき、その散逸ないし滅失は、まことに骨肉にわかれる思いがいたします。われわれはこの法案をせむともここに通過せしめ、國民同胞ごとくこれを忠実に遵奉して古美術品の保存の完璧を期し、これを活用して、もつて國民の文化的向上に資するともに、世界の文化の進歩に貢献いたしたいと存する次第であります。

以上をもつて自由黨を代表しての本法案及び修正案に賛成の討論を終ります。

○長野委員長 松本君。
○松本(七)委員 私日本社会党を代表いたしましたして、本法案並びに水谷委員から提案になりました修正案に対し、賛成の意見を述べざるものであります。

この法律案につきましては長い間の参議院と衆議院の協議の結果出て参りました。現在の國の財政状態その他から非常に不満な点もございませぬが、法案としてはまことにりつぱな法律案であると思つております。ただこの機会に二、三の要望をしておきたいと思つて、先ほども問題になりまして第十三條の問題につきましては、こつたういふ法律ができて、これを運営して行くためには、委員長その他の委員の人手ということが非常に大切である、そういう観点から、われわれはこれをあまり多くの給與を興えないで、優秀な人間ならば兼務でひとつやつてもらつた方がいゝじやないか、この観点から主張しておつたわけでありませぬ。先ほど休憩をお願いいたしましたも、そういう論が特に党内に強くござりました。山本参議院文部委員長も御承知のように、この法律案の作成については、わが常の議員でも、特に参議院の議員は非常に熱心にこれまで努力して来ておりますので、本法自体をどうしようといふような考へは毛頭ないのですが、ただせつかく議員提出のりつぱな法律が、今後りつぱに運営されるということをお願いしておりますので、この点が問題になつたわけでありませぬ。しかしながら、委員長のお話にもありますように、現在の状態では給與になしといふことになつても、また人選になか／＼むずかしい問題がある、こつたういふ点も考えられます。要はりつぱな人を選び選んで、この法律がうまく運営できるように、この点を要望いた

しますとともに、先ほど水谷委員から詳しく御説明がありましたように、予算の面あるいは免稱の面というふうなことで、將來この法律がほんとうに生きて日本の文化財を保護して行けるように、完全な運営を要望いたしまして、賛成いたすものであります。

○原(應)委員 私は國民民主党を代表いたしましたして、本法案並びに水谷委員提出の修正案に賛成の意を表する次第であります。

この法案は、約一年前より参議院、衆議院双方で審議を重ねて来たものであります。さらに私にいたしましては、その当時民主自由黨に連立をいたしておつた關係から、委員長の職を汚しておりました、特にこの法案につきましては、自由黨の諸君の御意向を体して衆議院案として作成し、まづ、しかも本委員会全部の意向を代表して、今最高裁判所に行かれました田中前委員長と数次にわたつて個人的にも夏の暑さ中にあつて、約五時間もぶつちつけてこれを逐條審議などいたしましたのでございませぬが、さらに前の國會の終りまするや、あたりに文部委員会より九州、中国、北海道、近畿、關東と各班にわかれて、この法案をつくる目的で現地の国宝を視察し、さらに有識者と懇談會を開いて民意の反映に努めて参つたのであります。しかも衆議院側の原案のまゝとつたものに対して、参議院側がこの法案を多分に取入れて、こゝに提出に相なつたことは、感謝にたえないところであります。

しかしこの法案を、本月二十六日付託になつて、会期まぎわになつておなじに検討いたしますと、二、三の疑問を残すのでありまして、先ほど私が御質問申し上げた趣旨も、実にこの文化財の重要性にかんがみまして、よりよき法案をつくりたいという熱意からでありまして、決して野党であるがために法案を阻止しようというふうな悪意は、少しもなかつたのであります。幸いに委員長が十五分間の休憩を與えられたことによりまして、黨の方とも話し合ひを進めまして、本案に賛成する段階になつたことは喜ばしいのであります。ただこの法案成立にあつて、特別にお願い申し上げなければならぬことは、先ほども御質問申し上げた点であります。この委員が、結局は文部大臣の指名に相なるということになります場合、常勤であり、給與をとるということになります場合、どうかこれが官僚のうぼ拾て山にならぬように、私は切にお願いいたしたいのであります。

もう一つの点は、三人以上の政黨員が占めることができないということがありますが、なるべく國會人よりはとらない方が、常勤である建前よりして、いいのではないかと私は存じます。こつたういふ点を特に行政府に対して、私はお願いするものであります。

もう一点は、国宝指定の基準であります。この法案には明文化されておられません。これは国宝を指定する場合に、この基準を委員会においてつくらなければなりません。つくる場合には、この法律に委員会の規定によらなければならぬといふ條文がない場合に、私は支障が起ると思ひます。いづれはつくらなければならぬと思つておりますが、こつたういふ点を先ほどお伺ひ申し上げたわけでありませぬが、こ

三の疑問を残すのでありまして、先ほど私が御質問申し上げた趣旨も、実にこの文化財の重要性にかんがみまして、よりよき法案をつくりたいという熱意からでありまして、決して野党であるがために法案を阻止しようというふうな悪意は、少しもなかつたのであります。幸いに委員長が十五分間の休憩を與えられたことによりまして、黨の方とも話し合ひを進めまして、本案に賛成する段階になつたことは喜ばしいのであります。ただこの法案成立にあつて、特別にお願い申し上げなければならぬことは、先ほども御質問申し上げた点であります。この委員が、結局は文部大臣の指名に相なるということになります場合、常勤であり、給與をとるということになります場合、どうかこれが官僚のうぼ拾て山にならぬように、私は切にお願いいたしたいのであります。

もう一つの点は、三人以上の政黨員が占めることができないということがありますが、なるべく國會人よりはとらない方が、常勤である建前よりして、いいのではないかと私は存じます。こつたういふ点を特に行政府に対して、私はお願いするものであります。

もう一点は、国宝指定の基準であります。この法案には明文化されておられません。これは国宝を指定する場合に、この基準を委員会においてつくらなければなりません。つくる場合には、この法律に委員会の規定によらなければならぬといふ條文がない場合に、私は支障が起ると思ひます。いづれはつくらなければならぬと思つておりますが、こつたういふ点を先ほどお伺ひ申し上げたわけでありませぬが、こ

ういう希望条件を付しまして清腔の敬意をもつてこの法案に賛成するものがございます。(拍手)

○長野委員長 渡部君。

○渡部委員 わが党もこの法案の成立については賛成であります。民族の歴史の遺産である国宝や什器その他のものが、非常に荒廢にまかされておられ、また散逸の危険も十分にある。これは文化とか科学とか教育とかいふものに関する従来の関心が非常に低かつたばかりでなく、これを蔑視する傾向さえあつたといふことの必然的な結果であります。それで今にしてこのような無関心状態からはつきりぬきんで、科学、教育、文化といふものが、日本の民主的な建設の上になかに重要なものであるかといふことに対する明確な認識を持たれて、この民族的な歴史的な財産に対する適切な保護、保存の方法を講ずると同時に、国宝と什器とかいふものを再び厳密に選定し直して、その名にふさわしい権威を興えるといふような仕事のために、ぜひともりつばな法案がつくられなければならぬといふ考えは、わが党だけではなしに、私一人文化人としても非常に強い関心を持つておりました。そのためにも参議院及び衆議院の文部委員会においては、法案の作成、成立のために努力して参つたのでありまして、ここに出ました法案については、私たちはなお多くの点で修正されなければならぬし、今後改定されなければならぬものを見出すわけがあります。たとえば私たちの考えでは、無形文化財といふものは、やがて別個な法案になさるべきであると考えられ、それからこの法案における機構の点も、もつと広汎

なすぐれた文化人を集中し、かつ民主的に運営し得るよりに改むべきところは改められなければならないし、さらには現在最もわれわれの憂ふるような海外への流出といふような問題についての規定も、さらに嚴密にされる必要があるうし、ことに保護の上からいつて、免税の規定が実現できない状態にあるといふこと、非常に不満に思つておられます。しかもまたこれについて十分な財政的な措置が講ぜられない状態である。CIEの図書館にすら見返り資金のうちから二億数千万円の金が出されているときに、日本の民族的な、歴史的な財産を保護することになさへ、非常にけち／＼した金さえも出されてないといふような現状、このことが私たち国民として非常に遺憾に思ふのであつて、これは常派を越えてこ

ういふような状態を今後なくして行か

なければならぬといふ私たちは信念を持つておられるわけでありまして、従つてこ

谷君提出の修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○長野委員長 起立多数。よつて原案は修正議決されました。(拍手) なお報告書の提出については、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認めます。それではさうに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

〔参照〕

文化財保護法案(参議院提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

まず水谷昇君提出の修正案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○長野委員長 起立多数。よつて水谷君提出の修正案は可決せられました。次に、ただいま可決せられました水